

改定計画の取組案

社会像1 人と公共交通の歩いて楽しいまち

方針

施策		
No.	A 取組	B 取組概要

1. 「既存公共交通」の取組(既存公共交通の利便性向上)

公共交通利便性向上施策

1	鉄道・バスの利便性向上	京都市域を運行する鉄道・バス事業者の連携により、複数事業者のバスダイヤ、系統、乗場、案内表示の一元的な見直しを図り、公共交通の利便性向上を図ります。
2	京都駅南口駅前広場の整備	京都市内最大のターミナルである京都駅の南口駅前広場を、「使いやすさ」「やさしさ」「美しさ」「おもてなし」「賑わい」を実感できる駅前広場としてリニューアルします。
3	駅などのバリアフリー化の推進	高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが公共交通を利用して円滑に移動できるユニバーサル社会の実現を目指して、駅などの旅客施設のバリアフリー化を推進します。
4	公共交通不便地域の対応策の検討	モデル地域において、地域住民、交通事業者、行政が連携を図りながら、ワーキンググループを設置し、アンケート調査などを通じて、生活交通の維持に向けた仕組みづくりなど、公共交通不便地域のあり方を検討します。
5	交通情報通信システムの運営	バス車内における目的地到着予定時刻案内、乗継ぎ案内などの交通情報や目的地周辺の最新の観光情報を提供し、利便性を向上させるシステムを運営します。

2. 「まちづくり」の取組(歩行者優先のまちづくり)

「歩くまち・京都」を支える歩行空間の充実

6	安心・安全な歩行空間創出の推進	多くの市民、観光客が利用する細街路における自動車交通を抑制した「歩いて楽しいまち」の整備、東大路通等での歩行環境の改善により、安心・安全で快適な歩行空間を創出します。
---	-----------------	---

未来の公共交通の充実

7	LRT,BRTなどの新たな公共交通の検討	京都のまちにふさわしい公共交通を実現するため、LRT、BRT等の新たな公共交通の導入に向けた取組を推進します。
---	----------------------	---

自動車交通の効率化と適正化

8	京都未来交通イノベーション研究機構の設立及び運営	産学公連携の下、ICTを用いて交通に関する様々な情報を収集・統合し、これらの情報を利活用して、人と物の安全で快適・効率的な移動に資する技術やサービスを開発するための研究を行います。
9 【統合】	パークアンドライドの通年実施、及び観光地等における自動車流入抑制策の検討	郊外駅周辺の駐車場にクルマをとめ、公共交通に乗り換えることにより、都心地域に流入する自動車を減らすパークアンドライドを通年で実施し、観光地等における自動車流入抑制策の検討と対策に取り組みます。
10	駐車場施策の推進	駐車需要に応じた駐車施設の適正な配置を図るとともに、歩くことを中心としたまちと暮らしの実現に寄与するよう自動車流入の抑制を図ります。
11	タクシー交通の位置付けの明確化と効果的な活用の検討	タクシー駐停車マナーの向上や大量の空車タクシー走行による環境負荷低減に向けた具体策を検討します。
12	カーシェアリングの更なる普及	複数の会員が自動車を共同利用するカーシェアリングの更なる普及により、自動車の保有台数と走行距離の減少を図ります。

改定計画の取組案

社会像1 人と公共交通の歩いて楽しいまち

方針

施策

No.	A 取組	B 取組概要
-----	------	--------

歩行者と共存可能な自転車利用環境の整備

13 【統合】	京都の特性に応じた自転車利用環境の整備	行政と事業者の連携協力による自転車等駐車場の整備や、自転車道や自転車レーンまたは既存の自転車歩行者道等の改築などによる通行環境の改善を図ります。
------------	---------------------	--

3. 「ライフスタイル」の取組(歩いて楽しい暮らしを大切にすライフスタイルへの転換)

「『歩くまち・京都』憲章」の普及・啓発

14	学校教育, イベント, 商業施設などでの普及・啓発	パンフレットや啓発グッズなどの配布, アナウンスやイメージ映像の放送などにより, 学校, シンポジウム, イベント, 商業施設などにおける継続的な普及・啓発活動を行います。
----	---------------------------	--

「スローライフ京都」大作戦(プロジェクト)

15	広報媒体などを活用したモビリティ・マネジメント	クルマ利用者に対して, ウェブサイトや広報媒体などを活用した啓発やアンケートなどのコミュニケーション手段を通じ, 自発的な交通行動の変化を促します。
16	「市民」の交通行動スタイルの見直しを促す施策	市民を対象に, 「家庭」「学校」「職場」などあらゆる機会を通じて, 公共交通情報マップの配布やアンケート, 環境学習の一層の推進, エコ通勤の推進などを実施し, 交通行動スタイルの見直しを促します。
17	「観光客」の交通行動スタイルの見直しを促す施策	京都市への観光客を対象に, クルマを使わない観光の優位性を伝えることにより, 公共交通を利用した観光を呼び掛けます。

4. エコカーへの転換

インフラ整備の推進

18	共同住宅, 民間駐車場, 商業施設などへの充電設備・水素ステーションの設置に対するインセンティブの付与の検討	民間事業者などによる充電設備や水素ステーションの設置に対してインセンティブを与える制度の創設や, 新築建築物への充電設備の導入を進める仕組みを検討し, エコカーの普及に向けたインフラ整備を推進します。
----	--	--

事業者・販売店を通じた転換促進

19	特定事業者に対する一定割合以上のエコカー導入の義務制度の推進	条例に基づき, 特定事業者に対して, 事業用の自動車を購入(リースを含む)する際に, 一定割合以上をエコカーとすることを義務付ける制度を推進し, エコカーの導入を促進します。
20	自動車販売事業者に対するエコカー販売実績報告の義務制度の推進	条例に基づき, 自動車販売事業者に対して, エコカーの販売実績を報告することを義務付ける制度を推進し, エコカーの販売を促進します。
21	電動バス・ハイブリッドバスなどの導入促進	次世代EV(電動)バスの実証実験などを踏まえたEVバスの実用化を進めるとともに, 環境にやさしいハイブリッドバスなどの低公害車の導入を推進します。

改定計画の取組案

社会像2 森を再生し「木の文化」を大切にすまち

方針		
施策		
No.	A 取組	B 取組概要

1. 地域産木材の活用

建築物の地域産木材利用

22	特定建築物における地域産木材の利用義務制度の推進	条例に基づき、特定建築物(延床面積2,000㎡以上の新築・増築建築物)の建築主に対し、地域産木材の利用を義務付ける制度を推進し、地域産木材の積極的な利用を促進します。
23 【統合】	公共施設への地域産木材の率先利用	「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、京都市が整備する公共建築物などの公共施設において、地域産木材を積極的に利用するとともに、京都市及び関係機関において、木質ペレット及び地域産木材を使った物品を積極的に利用します。
24	「CASBEE京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進	京都らしい環境配慮建築物を適切に評価、誘導するためのシステムである「CASBEE京都」による環境性能評価の届出及び表示を推奨(延床面積2,000㎡以上の特定建築物は義務化)し、環境性能の評価が高い建築物の普及を図ります。また、京都にふさわしい環境に配慮した建築物を「京(みやこ)環境配慮建築物」として顕彰します。
25	低炭素景観の保全・創造	歴史まちづくりや、京町家の保全・活用の推進などにより、既存建築物の有効活用を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かなデザインの規制や時代をリードする質の高いデザインの誘導など、長く親しまれる建築物による市街地景観の形成を推進します。
26	京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の更なる普及促進	伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅である「平成の京町家」の普及を図ります。
27 【新】	建築用材や未利用間伐材など市内産木材の総合的な需要拡大	林業・木材業の活性化を図るため、建築用材から未利用間伐材に至るまでの総合的な市内産木材(みやこ杣木)の需要拡大を図ります。

間伐材や木質ペレットなどの利用

28 【統合】	バイオマス活用の推進	バイオマスの利用拡大に向けて、「バイオマス産業都市構想」を策定し、国補助金の活用等により、本市の地域特性に応じ、木質バイオマスや廃棄物系バイオマスのエネルギー利用を拡大し、新たな産業の創出と地域循環型エネルギーの普及拡大を図ります。
29	木質ペレットストーブ・ボイラー・吸収式冷温水機の普及推進	木質ペレットを燃料とするストーブ、ボイラー、吸収式冷温水機を普及推進するため、導入支援策を実施します。
(No.23再掲)	公共施設への地域産木材の率先利用	
30	間伐材の需給に対する助成	木質ペレット原料用の間伐材の供給に対する助成制度を運用し、間伐材の需要拡大と森林の適切な整備を推進します。

木材利用者への情報提供

31	市内産材ストック情報システムの運用	京都市内産木材の利用促進を図るため、工務店が必要とする木材の供給状況が分かるストック情報システムを、木材業界との連携により運用します。
----	-------------------	---

改定計画の取組案

社会像2 森を再生し「木の文化」を大切にすまち

方針		
施策		
No.	A 取組	B 取組概要

2. 森林の適切な保全

森林整備

32	健全で多様な森林の育成	森林整備事業などによる健全な森林づくり、とりわけ間伐の必要な森林や放置された森林の整備の推進と森林認証制度の普及に努めるとともに、長伐期林、複層林、広葉樹林など多様な森林の整備を進めます。
33	三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進	三山の森林景観を保全・再生するためのガイドラインに基づき、市民や事業者との協働による森林景観づくりを推進します。
34	森林整備の担い手となる人材の育成・確保	林業労働者の社会保障制度や技術研修制度の充実、森林組合などにおける森林整備班の養成を行うことにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制の整備を図ります。

林業の振興

35 【統合】	林業経営の効率化と低コスト化の推進	林業の生産性を高め、経営の効率化を図るため、密度の高い林内路網の整備と、地形・立地に適した高性能林業機械の導入を進めるとともに、市内産材を安定供給できる体制づくりを目指して、伐採、造林、保育を一体的、計画的、効率的に行う施策の集約化を推進します。
------------	-------------------	---

森づくりへの市民参加

36	森づくりサポーターの拡充	市街地周辺三山における森づくりのために、市民、企業、学識者、行政などによる協働の輪を広げます。
37	里山などの森林を活用した環境学習事業の展開	市民参加による植栽活動等の森づくりや、森林の現状等について発信する公開セミナー等を開催します。

3. 水と緑と風を活かしたまちづくり

市街地の緑化

38	特定緑化建築物の緑化義務制度の推進	条例に基づき、特定緑化建築物(敷地面積1,000㎡以上の新築・改築建築物)の建築主に対する、当該建築物及び敷地の緑化を義務付ける制度を推進し、市街地の緑化を促進します。
39	公共施設の緑化の推進	京都市が整備する公共建築物などの公共施設において、緑化を積極的に推進します。
40	民有地緑化に対する助成の充実	住宅や事業所などの民有地において、敷地や建築物の屋上、壁面を緑化する場合に、費用の一部を助成することにより、民有地緑化の推進を図ります。
41	市民などとの協働による民有地緑化の推進	緑が少なく、緑化余地も少ない中心市街地において、地域(緑地)協定などの手法を用いることにより、民有地緑化の推進を図ります。

ヒートアイランド対策

42	市民農園の整備などによる農地の有効活用	地域主導の農業体験農園の開設等にかかる経費を補助し、市民が参加できる環境にやさしい都市型農業を振興します。
43	水と緑のネットワークづくり	市街地周辺の山々や農地の緑、中心市街地における街路樹などの緑と、市内を貫流する河川の軸を骨格とした水と緑のネットワークを形成します。 また、河川を幹として、緑の適切な配置により郊外から清涼な風を都市に送り込む、「風の道」を形成することにより、ヒートアイランド現象の緩和を推進します。
44	水を活用した取組の推進	水の気化熱を利用して周辺の気温を下げる「打ち水」の実施拡大や、「ミスト装置」の普及促進に取り組み、ヒートアイランド現象の緩和につなげます。

改定計画の取組案

社会像3 エネルギー創出・地域循環のまち

方針		
施策		
No.	A 取組	B 取組概要

1. 再生可能エネルギーの導入拡大

事業活動における活用

45	特定建築物への再生可能エネルギー利用設備の導入義務制度の推進	条例に基づき、特定建築物(延床面積2,000㎡以上の新築・増築建築物)の建築主に対し、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付ける制度を推進し、再生可能エネルギーの導入を促進します。
46	事業者排出量削減計画書制度における評価	条例に基づく、特定事業者に義務付けられている、温室効果ガス排出削減のための計画・報告書を市に提出する制度において、再生可能エネルギーの利用を評価します。
(No.24再掲)	「CASBEE京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進	
(No.28再掲)	バイオマス活用の推進	
47 【統合】	地球温暖化対策の効果を、様々な媒体、機会を通じて啓発する戦略的広報の展開	生活や事業活動の様々な場面での取組が必要となる地球温暖化対策について、革新的な環境技術や効果的な環境活動の内容、それらの導入・実施の支援制度やメリットなどを、総合的に、わかりやすく、様々な媒体、機会を通じて啓発します。
48	再生可能エネルギー導入拡大のための関連事業者等との連携強化	再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大に向け、再生可能エネルギー利用設備メーカーや設置事業者などの関連事業者等との連携強化を図ります。

市民生活における活用

49	太陽光発電設備及び太陽熱利用設備等の導入に対する助成などの継続実施	更なる太陽エネルギーの普及に向け、再生可能エネルギー利用設備等導入に係るワンストップ窓口等を活用しつつ、京都の景観と調和した太陽エネルギーの利用拡大を進めるとともに、太陽光発電設備の導入支援を継続します。また、太陽熱利用、蓄電システムについても利用拡大を図ります。
50	市民協働発電制度の推進	市民力・地域力を生かした、地域の活性化につながる仕組みを推進し、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ります。
(No.29再掲)	木質ペレットストーブ・ボイラー・吸収式冷温水機の普及推進	
51 【新】	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及促進	新築住宅において、高断熱や高効率空調機、LED照明等の省エネ技術を導入する一方で、そのエネルギー消費性能に見合う再生可能エネルギー利用設備を導入し、ZEHを実現するため、国等の取組と連携し、京都の特性を生かしながら、ZEHの普及促進を図ります。
(No.47再掲)	地球温暖化対策の効果を、様々な媒体、機会を通じて啓発する戦略的広報の展開	
(No.48再掲)	再生可能エネルギー導入拡大のための関連事業者等との連携強化	
52 【新】	マンションへの再生可能エネルギー導入促進策の検討	マンションにおける太陽光発電や太陽熱利用システム等の導入の障壁を取り除くための方策を検討し、導入促進を図ります。

改定計画の取組案

社会像3 エネルギー創出・地域循環のまち

方針

施策

No.	A 取組	B 取組概要
53 【新】	建築・不動産関係団体との連携による再生可能エネルギー導入促進策の検討	建築・不動産関係団体の設計・施工技術者向けに再生可能エネルギー導入に係る講習会等を実施し、建築主の屋根の工事に対する不安等の課題を共有し、再生可能エネルギー利用設備の導入を働き掛けやすい環境づくりを構築します。
54	小水力発電の導入の推進	未利用エネルギーの中でも活用が期待される小水力発電について、新たな地域エネルギーとしての有効利用を図ります。

公共部門における活用

55 【統合】	公共施設への再生可能エネルギーの率先導入	京都市の公共施設において、「京都市公共建築物低炭素仕様」を十分反映させるとともに、屋根貸し・市民協働発電制度の活用・下水汚泥の有効利用など、再生可能エネルギーの導入を最大限図り、導入後はしっかりと「情報発信」を行います。
(No.28 再掲)	バイオマス活用の推進	
56	市民に親しまれ、高い創エネ機能を備えた南部クリーンセンター第二工場(仮称)の建替え	平成19年3月に休止した南部クリーンセンター第二工場について、高効率なごみ発電やバイオガス化施設の併設等、最新の廃棄物処理設備を整備することにより、ごみの持つエネルギーを最大限回収し、環境負荷の低減、地球温暖化の防止につなげます。

2. 地域におけるエネルギーマネジメント

スマート・コミュニティの構築

57	「スマートシティ京都研究会」における「防災とエネルギー・ICT」等をテーマとした産学公連携による新規プロジェクト創出	産学公の連携により設立した「スマートシティ京都研究会」を中心に、地域全体でのエネルギー需給の最適化を図る仕組みの構築のみならず、ICTを活用して地域が抱える防災等の諸課題を解決する「スマートシティ」についてのプロジェクト化に向けた検討を行います。
58	再生可能エネルギーとエネルギーマネジメントシステムによる「見える化」・「最適化」の取組を核とした岡崎地域の活性化の推進	岡崎地域において、複数施設に自立分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントシステム(BEMS, CEMS 等)を構築し、地域全体で最適なエネルギー管理を制御する仕組みのモデル検証や、さまざまな環境先進技術の「見える化」などによる「岡崎地域公共施設間エネルギーネットワーク形成実証事業」を推進します。
59	都市活力の維持向上に向けた都市機能の配置及び誘導	「都市計画マスタープラン」に基づき、地域ごとの特性を生かすための多彩で個性的、かつ秩序ある土地利用の展開や地球環境への負荷の少ない集約的な都市機能の配置を図り、様々な都市活動を持続的に展開することができる都市を実現します。

改定計画の取組案

社会像4 環境にやさしいライフスタイル

推進方針

具体的施策

No.	A 取組	B 取組概要
-----	------	--------

1. エコ生活の普及促進

エコを楽しく格好よく

60	「DO YOU KYOTO?」の推進を通じた環境にやさしいライフスタイルへの転換	京都議定書が発効した2月16日を記念し、毎月16日を「DO YOU KYOTO? デー」と定め、公共交通の利用や省エネルギーの取組など、環境にやさしい取組を市民や事業者とともに実践します。
61	「大学のまち京都・学生のまち京都」の学生の力を活用したエコ活動の推進	人口の約1割に当たる学生が在籍する京都の特性を踏まえ、学園祭などのイベントにおける京都市との協働など、学生の力を活用した取組を推進します。
62	エコドライブの推進	燃料消費量の少ない運転方法であるエコドライブについて、広く一般ドライバーへの普及を図ります。
63 【新】	近接共住促進策の研究	一世帯当たりのエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、世帯数増加により家庭部門のエネルギー消費量は増加傾向にあることを踏まえ、人口減少抑制や高齢者福祉等の複次的効果を生み出す近接共住の促進策を検討し、他の施策と連携して取り組めます。

エコで健康に

64	農林水産物の地産地消の普及・推進による環境に配慮した食生活の普及	旬の時期を待って地元食材を食べる地産地消の推進や、環境に配慮しながら「買い物」・「料理」・「片づけ」を行うエコッキングなどの取組を通して、食材の生産・輸送・調理に使用するエネルギー量を低減し、環境負荷の小さい食生活の普及を図ります。
65 【新】	安心・安全で便利な京都式レンタサイクル検討委員会の設置	民間のレンタサイクル事業者のノウハウを活用しつつ、京都ならではのレンタサイクルの可能性について、レンタサイクル検討委員会を設置し検討します。

エコを学ぶ

66	子どもたち自らが将来の地球環境について考えることを促す環境教育の推進	環境教育スタンダードに基づき、小中一貫した取組を推進するとともに、夏休みや冬休みなどを利用して、家族ぐるみで省エネに取り組んでもらう「こどもエコライフチャレンジ」や環境副読本の作成、学校版KESの認証取得などの取組を通して、自らが将来の地球環境について考えることを促す環境教育を推進します。また、京エコロジーセンターと青少年科学センターの連携により、小学生の地球温暖化をはじめとした環境問題についての認識を深め、学校や家庭での具体的な行動につなげます。
(No.47 再掲)	多分野にわたる地球温暖化対策の取組とその効果を、総合的に、わかりやすく、様々な媒体、機会を通じて啓発する戦略的広報の展開	
67	京エコロジーセンターの環境活動拠点としての機能向上	COP3開催の記念館である京エコロジーセンター(エコセン)を中心としてエコ学習を展開することにより、地球温暖化対策に対する意識の向上を図ります。また、京エコロジーセンターのボランティア活動を通して、環境問題に主体的に取り組む人材の育成を図っていきます。
68 【新】	ライフステージに応じた系統的・統合的な環境教育基本指針の策定・推進	今後、持続可能な社会を作る上で最大の鍵となるのが、人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための教育及び学習としての環境教育を、ライフステージに応じて系統的かつ総合的に推進するための、環境教育基本指針を策定し、そこで掲げた取組を推進していきます。

改定計画の取組案

社会像4 環境にやさしいライフスタイル

推進方針		
具体的施策		
No.	A 取組	B 取組概要

【新】エコで得する

69 【新】	高効率家電等への更新の促進策の検討	導入コストが課題である一方で、省エネ性能向上による効果が大きいことから、高経年家電機器の更新促進策を検討します。また、HEMSや蓄電池等の省エネ設備の導入により、容易に省エネや電気・ガス料金の低下につながることを啓発することで導入を加速化します。
(No.49 再掲)	太陽光発電設備及び太陽熱利用設備等の導入に対する助成などの継続実施	
(No.51 再掲)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及促進	

2. 地域コミュニティにおけるエコ活動の推進

地域ぐるみのエコ活動

70	環境にやさしい取組を主体的に推進するエコ学区活動の充実	環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進するため、地域ぐるみで省エネルギーをはじめとする環境意識の高揚と環境活動の実践が図られるよう、京都ならではの地域コミュニティである「学区」の主体的なエコ活動の拡大・充実に促進します。
71	エコ商店街など新たな「エコ・コミュニティ」の創設	商店街や大学など、地球温暖化対策に取り組む「エコ・コミュニティ」を新たに創設し、温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。
72	「DO YOU KYOTO? クレジット」制度の推進	京都発の地産地消型の地域クレジット制度「DO YOU KYOTO? クレジット制度」を活用することにより、エコ学区、市民団体や商店街などのコミュニティにおける省エネ活動を推進します。

3. 環境に配慮した住宅の普及促進

住宅の省エネ

73 【新】	住宅エネルギー性能の向上による多面的効果の普及啓発	住宅エネルギー性能向上による、省エネ効果はもとより、健康増進や快適性向上等の副次的効果に係る広報媒体を作成し、広く市民へ啓発します。
74	既存住宅の省エネルギー改修に対する補助などの実施	住宅を長く使うというストック重視の考え方への転換を進め、数世代にわたり安心して住み継ぐことができる住宅の普及に向けて、省エネ改修補助やエコリフォーム融資などのリフォーム支援を行います。また、耐震改修支援や再生可能エネルギーの導入支援等の、住宅改修に係る他の施策・制度との連携により、相乗効果を発揮する制度を構築します。
75 【新】	マンションへの省エネ改修の働き掛け	30年以上の高経年マンションなど大規模修繕が必要となるマンションの管理組合等に、機器更新や断熱改修など省エネ対策等を積極的に働き掛けます。
76	京都ならではの新築住宅の省エネ化の推進	土塗壁や木製建具等が使用された、京都の気候及び風土に合った住まいの省エネ基準を設定するとともに、日々の暮らし方の工夫による省エネを推進するなど、京都ならではの省エネ住宅の推進に取り組みます。
(No.24 再掲)	「CASBEE京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進	
(No.26 再掲)	京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の更なる普及促進	

改定計画の取組案

社会像4 環境にやさしいライフスタイル

推進方針		
具体的施策		
No.	A 取組	B 取組概要
77	コージェネレーションシステム(熱電併給)等の普及拡大によるエネルギーの有効利用の促進	分散型電源としての機能を持ち、さらに発電等の際に生じる排熱を、家庭や工業などの熱源、冷暖房、給湯などに用いるなど、エネルギーを効率的に利用できる、家庭用燃料電池をはじめとしたコージェネレーションシステム等の導入を促進します。
78 【新】	建築・不動産関係団体との連携によるエネルギー性能に係るノウハウの向上策の検討	国等が進める新築住宅の省エネ基準適合義務化やZEH普及の取組を踏まえ、中小工務店等の設計・施工技術者向けの住宅エネルギー性能に係る施行技術の向上につながる講習会等の実施を検討します。
(No.51 再掲)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及促進	
「見える化」の推進		
79	家庭における省エネ診断の拡充	各家庭の二酸化炭素排出状況を「見える化」し、削減余地の大きいものに対して集中的に対策の提案を行うなど、各家庭の様々なライフスタイルに応じたオーダーメイドの対策を実施します。 また、関係団体と連携し、各家庭を戸別訪問し、家庭における省エネ・節電対策のアドバイスを行う仕組みの構築を図ります。
80	HEMSの導入など電力需要の「見える化」による総量抑制とピークカット・ピークシフトの促進	住宅のICTを活用した電力消費状況の「見える化」を進めることによる、エネルギー消費量の総量抑制、ピークカット・ピークシフトを促進するため、家庭用エネルギーマネジメントシステム(HEMS)、蓄電池等の導入拡大に向けた支援を行います。
81 【新】	各家庭のエネルギー消費実態の「見える化」	家庭における省エネ診断等の他の取組と連携し、自宅のエネルギー消費量と比較できるような平均世帯のベンチマークを作成し、その周知をすることで更なる省エネ意識の向上を図ります。

改定計画の取組案

社会像5 環境にやさしい経済活動

方針		
施策		
No.	A 取組	B 取組概要

1. 環境産業の振興・育成 産学公連携による環境技術の開発

82	京都府・経済界との連携及びオール京都体制でのグリーンイノベーションの創出・振興	エネルギー・環境関連産業の育成・振興に向けて「京都産業育成コンソーシアム」を通じた京都府・経済界との連携及び、研究・技術開発から製品化、事業化展開まで一貫したサポートを「(一社)京都産業エコ・エネルギー推進機構」を活動基盤とするオール京都体制により進めます。
83	国等の競争的資金を活用した新たな革新的プロジェクトの推進	「京都環境ナノクラスター」など、これまでのグリーン分野における産学公連携プロジェクトの成果を基盤にして、国内のみならず、世界に貢献する京都発グリーンイノベーションの創出に向け、「研究成果展開事業(スーパークラスタープログラム)」や「地域イノベーション戦略支援プログラム」などの国等の競争的資金を活用した新たな革新的プロジェクトを、京都の産学公の力を結集して推進します。
84	付加価値の高い新産業を創造する京都版S BIRの推進	新技術・新製品開発に取り組む市内中小事業者や中小・ベンチャー企業の新技術を利用した事業活動を支援するため、京都の地域プラットフォーム支援体制の強みを生かした研究開発段階から販路開拓までを一貫して支援する仕組み(Small Business Innovation Research)を推進します。
85	「京都市グリーン産業振興ビジョン」の推進	エネルギー・環境産業の振興を戦略的に進めるため、京都の強みを踏まえた施策の方向性等を盛り込んだ「京都市グリーン産業振興ビジョン」を推進します。
86 【新】	水素社会の構築などエネルギー関連新技術等の開発促進	利用段階で温室効果ガスの排出がなく、将来のエネルギーとしても中心的な役割を担うことが期待される「水素エネルギー」の普及拡大に向けて、燃料電池自動車(FCV)によるカーシェアリングや水素ステーションの誘致、太陽光エネルギーを活用した水素ステーションの設置、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置助成、水素関連技術の開発支援などに取り組むとともに、熱発電チューブなどのエネルギー関連新技術等の開発を産学と連携して促進します。

事業拡大支援

(No.85再掲)	「京都市グリーン産業振興ビジョン」の推進	
87	グリーン購入の促進	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを選んで購入するグリーン購入について、事業者に普及啓発するとともに、京都市が率先して取り組みます。
(No.82再掲)	京都府・経済界との連携及びオール京都体制でのグリーンイノベーションの創出・振興	

2. 企業等における低炭素化の促進 中小事業者における低炭素化の促進

88	高効率機器等の導入に対する補助	中小事業者の地球温暖化対策と省コストによる経営基盤強化を実現する高効率機器等、省エネ機器の導入に対する補助を行います。
89	低炭素型経済活動を推進する人材の育成と助言・診断	事業所を訪問し、「省エネ」や「節電」に関するアドバイスを行う専門家の派遣等、事業者への支援を実施します。

改定計画の取組案

社会像5 環境にやさしい経済活動

方針		
施策		
No.	A 取組	B 取組概要

90	民生・業務部門の省エネルギー・節電を実現する「BEMS普及コンソーシアム京都」の事	民生・業務部門の中小事業者における効果的なBEMS導入を促進するための環境づくりや、業種ごとの特性に応じた省エネ・節電対策を支援します。
91	BEMSの導入など電力需要の「見える化」による総量抑制とピークカット・ピークシフトの促進	ビル等のICTを活用した電力消費状況の「見える化」によるエネルギー消費量の総量抑制、ピークカット・ピークシフトを促進するため、エネルギーマネジメントシステム(BEMS等)、蓄電池等の導入拡大に向けた支援を行います。

大規模事業者における低炭素化の促進

92	事業者排出量削減計画書制度における総合評価制度の導入と低評価の場合の追加削減対策	条例に基づく事業者排出量削減計画書制度において、排出削減量(率)、エネルギー効率改善、削減対策内容、低炭素型社会の形成に貢献する製品・サービスの供給などを総合的に評価し、自主的な排出量削減を図ります。また、低評価の特定事業者に対しては、削減対策の指導助言を行います。
93 【新】	大学における省エネ・創エネの推進	数多くの大学を有する京都の特性を踏まえ、NPO法人等と連携し、大学からの温室効果ガス排出量の削減を促進します。
94	環境マネジメントシステムの導入義務制度の推進	条例に基づき、特定事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入を義務付ける制度を推進し、事業活動の低炭素化に向けた取組を促進します。
95	「公共建築物低炭素仕様」等に基づく公共施設の低炭素化	「公共施設低炭素仕様」等に基づき、京都市が率先して整備する公共建築物などの公共施設や地下鉄等において、LED照明等の高効率機器の導入等を推進します。
96	「公共施設マネジメント」の推進	効率的かつ効果的な維持修繕の実施による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組を進めます。

3. 環境価値の創出・循環

環境価値の創出の仕組みづくり

(No.72 再掲)	「DO YOU KYOTO?クレジット」制度の推進
(No.71 再掲)	エコ商店街など新たな「エコ・コミュニティ」の創設

環境価値の需要拡大

97	環境に配慮した観光の推進	京都において創出されたクレジットを活用し、京都観光に伴うCO ₂ 排出量の一部をオフセットする低炭素型のエコ観光や、地域固有の自然環境・歴史文化を学び、体験する、歩いて巡る観光の推進や、環境に配慮したサービス・施設の促進などの普及を図ります。
98	会議・イベント等におけるカーボン・オフセットの推進	京都において創出されたクレジットを活用し、地域で開催される会議やイベント等に伴うCO ₂ 排出量の一部をオフセットする低炭素型イベントの普及を図ります。

改定計画の取組案

社会像6 ごみの減量

方針		
施策		
No.	A 取組	B 取組概要

1. ごみになるものを減らす

2Rの促進

99 【新】	市民、事業者、京都市の協働による取組の推進	しまつのこころ条例において、ものづくり、食、販売と購入、催事（イベント等）、観光等、大学・共同住宅等の6つの分野に関し、事業者又は市民によるごみの少ない買い物の実践やPRなどの取組を進めることで、2Rの取組を推進します。
100 【新】	ピーク時からの食品ロス半減に向けた取組の推進	生ごみ3キリ運動の更なる推進や食べ残しゼロ推進店舗認定制度の普及拡大など、ピーク時（平成12年度9.6万トン）からの食品ロス半減に向けた取組を推進します。
101	レジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の強化	「京都市方式」とも呼ばれるレジ袋削減協定を全国に先駆けて事業者等と締結した都市として、発生抑制の取組の象徴とも言えるレジ袋の削減の取組を強化していきます。
102 【統合】	イベント等のエコ化の推進	京都市エコイベント実施要綱に基づき、学園祭や地域のイベントなどのエコ化を推進することにより、次代を担う若者をはじめとする市民やイベント主催者、参加者に対し、更なる環境意識の向上を図ります。

2. ごみは資源・エネルギー、分別・リサイクル

分別・リサイクルの促進

103 【統合】	市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化	資源化可能な紙ごみ、古着等のコミュニティ回収の拡大、せん定枝等の分別排出機会の拡大、小型家電、電池、水銀含有廃棄物（蛍光灯等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進、持込ごみの民間リサイクル施設への誘導策の検討等を実施します。
104 【統合】	家庭ごみ・事業ごみの徹底した分別によるリサイクルの推進	家庭ごみ・事業ごみの分別の義務化とその周知・啓発の徹底、及びマンションにおける分別徹底に向けた更なる周知・啓発を推進します。
(No.28再掲)	バイオマス活用の推進	

3. ごみは安全に処理して最大限活用

ごみからのエネルギー回収の最大化

(No.56再掲)	市民に親しまれ、高い創エネ機能を備えた南部クリーンセンター第二工場(仮称)の建替え	
-----------	---	--

環境負荷を低減するごみの適正処理

105	クリーンセンターの長寿命化計画等によるコストや環境負荷の低減に配慮した施設の整備・運営	経済性に配慮した長寿命化計画による施設の整備・運営を図ります。
-----	---	---------------------------------